

「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」開催要領

1. 目的

令和3年5月26日に「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同法に基づく地方公共団体実行計画の下で、地域の脱炭素化に貢献する事業を促進するための制度が創設された。また、温室効果ガスを2030年までに2013年度比で46%削減するという我が国の新たな削減目標を踏まえ、地球温暖化対策計画が改定される予定である。さらに、6月9日の第3回「国・地方脱炭素実現会議」において、地域の脱炭素化の取組等が位置づけられた「地域脱炭素ロードマップ」が取りまとめられた。

これらの状況を踏まえ、地方公共団体における脱炭素化の取組を加速化するため、国による技術的助言として地方公共団体向けに作成している「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアル」を改定し、地方公共団体における地球温暖化対策の一助とする必要がある。

このことから、同マニュアルに記載し、地方公共団体に提供すべき事項等について、高度な識見を有する学識経験者等に御検討いただくことを目的として、「地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに関する検討会」を開催する。

2. 構成

- (1) 検討会は、学識経験者・研究者からなる委員をもって構成する。
- (2) 検討会には、座長の了解を得た者がオブザーバーとして出席できる。

3. 運営

- (1) 検討会には座長を置く。
- (2) 座長は検討会の議事運営にあたる。
- (3) 座長は、委員の中から、座長代理を指名することができる。
- (4) 座長代理は、座長不在のときは、座長の職務を代理する。
- (5) 委員の代理出席を原則として認める。ただし、当該委員の委任を受けた場合のみとする。
- (6) 検討事項に応じて、委員以外の学識経験者や専門家等の検討事項に関連ある者を臨時委員又は講師等として招へいすることができる。
- (7) 検討会は原則として公開する。ただし、公開することが適当でない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。会議資料についても同様に、原則として公開とするが、公開することが適当ではない場合には、座長の判断により非公開とすることができる。
- (8) 公開した検討会の会議録は、会議終了後に作成し、委員の確認を得た後、会議終了後1ヶ月以内を目途に、公開する。

4. 事務局

検討会の事務局は、環境省大臣官房環境計画課、環境省地球環境局地球温暖化対策課および本委託事業の受託者である株式会社三菱総合研究所において行う。必要に応じ、事務運営の一部を外部機関に行わせることができる。